

所得税の確定申告・市県民税の申告

申告はお早めに！

**早めの準備で申告は忘れずに！
申告相談の後半は混み合います。**

◆所得税、消費税、贈与税等(税務署職員が対応します)

会場名	日程	受付時間
中央会場 市役所本庁 1 階 くにびき大ホール	2月16日(火)～3月15日(火) ※土、日曜日を除く	9時～16時

◆市県民税(市役所職員が対応します) 会場ごとで日程が異なりますので、ご注意ください。

会場名	日程	受付時間
中央会場 市役所本庁 1 階 くにびき大ホール	2月16日(火)～3月15日(火) ※土、日曜日を除く	9時～16時
平田会場 市役所平田支所 中庁舎 1 階	2月10日(水)～3月15日(火) ※土、日、祝日を除く	
佐田会場 市役所佐田支所 3階会議室	2月16日(火)～2月25日(木) ※土、日曜日を除く	9時～12時 13時～16時
多伎会場 市役所多伎支所 2階講習室	2月26日(金)～3月3日(木) ※土、日曜日を除く	
湖陵会場 湖陵コミュニティセンター 1 階研修室	3月4日(金)～3月15日(火) ※土、日曜日を除く	
大社会場 大社文化プレイスうらら館 会議室	2月10日(水)～3月15日(火) ※土、日、祝日、月曜日を除く	
斐川会場 斐川文化会館 2階第 1 研修室	2月9日(火)～3月15日(火) ※土、日、祝日を除く	

※申告期間中は本庁市民税課・各支所窓口では申告相談を行いません。

※お住まいの地域の会場に来場できないときは、他の地域の会場へお越しください。

※詳しい日程や受付時間等は、この広報いずも 2 月号と一緒に配布している「市税だより」や市のホームページでご確認ください。

申告会場が混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、
申告書をご自宅で作成された方は郵送をご利用ください。

申告に必要なもの

- ◇営業等、農業、不動産所得がある方は収入と経費がわかるもの
(領収書、帳簿、通帳、農業収支内訳書、固定資産税課税明細書など)
- ◇給与収入、公的年金収入がある方は源泉徴収票(原本)
- ◇生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ◇身体障がい者手帳や療育手帳など
- ◇医療費控除の申告をする方は領収書と医療保険や生命保険等で補てんされる金額がわかるもの(受診者ごとに事前に集計しておいてください)
- ◇印鑑(スタンプ印は不可)
- ◇預金通帳など、申告者名義の口座のわかるもの(所得税の還付申告の場合)
- ◇社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)の証明書または領収書など
- ◇事前に申告書が届いている方は会場へお持ちください。

注) 支払通知書等では申告できません。
必ず源泉徴収票をご用意ください。

●おたすね／市民税課 ☎21-6770

出雲税務署からのお知らせ

申告会場は大変混み合います。

申告書の作成はご自宅で！便利で簡単！国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して郵送で提出！

確定
申告

便利な

確定申告書の作成は 国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成した申告書等は…



書面
提出

「給与・公的年金専用」の申告書作成画面を新設しました。是非ご利用ください。

詳しくは で



Tax
送信

※事前準備が必要です。

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 3月31日(木)

～「確定申告書等作成コーナー」
の4つのメリット～

①税務署に出向く必要なし!

②いつでも利用可能!

③自動計算機能!

④前年データの利用可能!

給与または公的年金収入のある方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税額欄の記載漏れがないようご注意ください。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成27年分の確定申告書には、個人番号(12桁)の記載は不要です。

確定申告書への個人番号の記載は、平成28年分の確定申告書(一般的に、平成29年1月以降の確定申告期間に提出する確定申告書)から必要となりますのでご注意ください。

※平成28年1月以降に申請書・届出書(更正の請求など)を提出する際には、申請書・届出書に個人番号を記載するとともに、申請されるご本人の本人確認書類(番号確認及び身元確認が可能な書類)の提示または本人確認書類の写しを添付する必要があります。

●所得税申告に関するおたすね 出雲税務署 ☎ 21-0440

◇ 「確定申告に関するご相談」は、「0」を選択。

⇒「確定申告テレフォンセンター」へつながります。

◇ 税務署からの照会やおたすね、または職員にご相談の方は、「2」を選択。

⇒「税務署」へつながります。

島根県東部県民センターからのお知らせ

個人事業主の方へ

所得税の確定申告または住民税の申告は個人事業税の申告を兼ねています。個人事業税に関して不明な点がございましたら、島根県東部県民センター(☎0852-32-5623)へおたすねください。